

感染症危機対応医薬品等の利用可能性確保に関する検討会 開催要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新たな感染症の発生にも備える観点から、今後流行し得る既知の感染症や、未知の新興感染症（いわゆる「Disease X」）に対し、感染症危機管理体制を抜本的に強化する必要がある。感染症危機発生時に、その対抗手段となる医薬品等（以下、「感染症危機対応医薬品等（MCM: Medical Countermeasures）」という。）の利用可能性を確保することは重要であり、平時から、MCMの利用可能性を確保すべき感染症の指定や確保のあり方等を検討するため、「感染症危機対応医薬品等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の業務内容

以下の事項について検討を行う。

- (1) 我が国におけるMCMの利用可能性確保に関する考え方
- (2) MCMの利用可能性を確保すべき感染症の指定に関すること
- (3) その他MCMの利用可能性確保に関すること

3. 検討会構成等

- (1) 厚生労働省健康局長は、検討会を開催するに当たり、必要な学識経験者及びその他関係者を構成員として参集する。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故のあるとき等は座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 検討会の構成員の任期は概ね2年とする。
- (5) 検討会は、必要に応じて、構成員以外の専門家を参考人として招致し、意見陳述、関係資料又は意見書の提出等を求めることができる。
- (6) 検討会は、必要に応じて、関係省庁等からオブザーバーを置くことができる。

4. その他

- (1) 検討会は原則公開とするが、公開することが適切でない場合については、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (2) 検討会の構成員、参考人及びオブザーバーは、本検討会において、非公開となる議事について議論した内容を他言してはならず、守秘する義務を負う。
- (3) 検討会の庶務は、関係省庁・部局等の協力を得て、健康局結核感染症課及び健康課予防接種室が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定める。

附則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

感染症危機対応医薬品・医療機器等に関する検討会

構成員名簿

岩本 愛吉	国立研究開発法人日本医療研究開発機構
氏家 無限	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
大曲 貴夫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
岡田 真由美	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
加來 浩器	防衛医科大学校
釜苅 敏	公益社団法人日本医師会
齋藤 智也◎	国立感染症研究所
柴田 大朗	国立研究開発法人国立がん研究センター
舘田 一博	学校法人 東邦大学
田辺 正樹	国立大学法人 三重大学
中野 貴司	学校法人川崎学園 川崎医科大学
蛭田 修	学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学
安田 二郎	国立大学法人 長崎大学

(五十音順・敬称略、◎座長)

オブザーバー

- 内閣府健康・医療戦略推進事務局
- 文部科学省研究振興局研究振興戦略官
- 厚生労働省大臣官房国際課
 - 大臣官房厚生科学課
 - 医政局経済課
 - 医政局研究開発振興課
 - 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
 - 医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
- 経済産業省商務情報政策局生物化学産業課
- 防衛省人事教育局衛生官付 衛生企画室
- 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
- 日本製薬工業協会